く別紙資料:同一見本市への出展、助成対象の展示会について>

【同一見本市出展への助成】

<u>同一見本市出展にかかる助成は、「原則として連続3回まで」とし、4年連続の出</u> 展は助成対象外とします。

ただし、以下の場合は回数制限(連続3回まで)を適用しません。

- ① 出展見本市等が、「地方創生特別枠」に定める分野(輸送、IT活用、健康・福祉・医療、食品、エネルギー)に該当するとNICOが認める場合
- ② 当事業を利用して出展した同一見本市での直近3年間(H26年度~H28年度)の成約額(NICOへの報告額)が2年連続して増加した場合

【地方創生特別枠:複数見本市等の出展経費を助成対象】

<u>地方創生特別枠においては、助成上限額の範囲において、複数見本市等(「地方創</u>生特別枠」に定める分野に限る)の出展経費を助成対象とします。

但し、この場合で、<u>当事業を利用して4年連続の出展となる見本市等は助成対象</u>外とします。

【申請例】

	H25	H26	H27	H28	H29	応募可否
原則		展示会 A 1 回目	展示会 A 2 回目	展示会 A 3 回目	展示会 A 4 回目	×
	展示会 A 1 回目	展示会 A 2 回目	展示会 A 3 回目	展示会 B 1 回目	展示会 A 4 回目 <u>連続でない</u>	0
	展示会 A 1 回目	展示会 A 2 回目	展示会 A 3 回目		展示会 A 4 回目 連続でない	0
例外 ケース①		展示会 C 1 回目	展示会 C 2 回目	展示会 C 3 回目	展示会 C 4 回目 地方創生特別枠	0
例外 ケース②		展示会 D 1 回目 成約 100 万	展示会 D 2 回目 成約 150 万	展示会 D 3 回目 成約 200 万	展示会 D 4 回目 成約額 2 年連続増加	0
【特別枠】 複数 見本市等		展示会 E 1 回目	展示会 E 2 回目	展示会 E 3 回目	※展示会Eは4回目と なるため対象外	×
				展示会 F 1 回目	展示会 F 2 回目	0
					展示会 G 1 回目	